

二級河川 日置川水系河川整備基本方針 (案)

二級河川 日置川水系河川整備基本方針（案）

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
(1) 流域及び河川の概要	1
① 流域の概要	1
② 治水事業と現状	2
③ 河川利用の現状	2
④ 河川環境の現状	2
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
① 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
② 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	4
③ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	4
④ 河川環境の整備と保全に関する事項	4
⑤ 河川の維持管理に関する事項	5
2. 河川の整備の基本となる事項	
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を 維持するため必要な流量に関する事項	7

(参考図) 日置川流域概要図

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

①流域の概要

日置川^{ひきがわ}は、その源を和歌山県と奈良県の県境に位置する果無山脈^{はてなし}の安堵山^{あんどさん} (1,184m) に発し、途中、安川^{やすがわ}、前の川^{まえかわ}、将軍川^{しょうぐんがわ}、城川^{じょうがわ}等の支川を合わせながら南西に流れ、白浜町日置^{しらはまちょうひき}で紀州灘^{きしゅうなだ}に注ぐ、流域面積 414.9km²、幹川流路延長約 79km の二級河川である。

日置川流域は、和歌山県田辺市^{たなべし}、白浜町^{しらはまちょう}、すさみ町^{すさみちょう}及び奈良県十津川村^{とつかむら}の4市町村にまたがっている。流域の地形は、日置川源流から殿山ダム^{とのやま}を経て感潮区間に至るまでの上流域から中流域では、標高 200m 以上、40° 以上の傾斜となる急峻な山地となっており、大きな蛇行を繰り返しながら流下している。河口から約 4km までの下流域では、平地がみられ、感潮区間となっている。河床勾配は、日置川源流から殿山ダムまでの上流域では約 1/50～1/200、殿山ダムから感潮区間に至るまでの中流域では約 1/200～1/700、下流域の河口付近約 2km は約 1/1,000 となっている。

流域の地質は、田辺市中辺路町^{たなべしなかへちろうちかつゆ}近露付^{おとなしがわそうぐん}近を境として、北側は音無川層群^{おとなしがわそうぐん}、南側は牟婁層群^{むろそうぐん}、さらに下流域の右岸側には田辺層群^{たなべそうぐん}がみられ、日置川は田辺層群と牟婁層群の境を流下する。いずれも、砂岩、泥岩、砂岩泥岩互層、礫岩の地層からなる。

流域の気候は、黒潮の影響を受け、一年を通じて温暖で、年平均気温は約 17°C、年平均降水量は上流域で約 3,000mm、下流域で約 1,900mm と多雨地帯となっている。

流域の土地利用は、山地が 96.9%、水田・畑が 2.5%、宅地が 0.6%となっている。

流域には、熊野三山^{くまのさんざん}への参詣道^{さんけいみち}である熊野古道^{くまのこどう}（中辺路^{なかへち}、大辺路^{おおへち}）がとおり、中世には皇族、貴族から庶民にいたるまで「蟻の熊野詣」といわれるほど多くの人々が訪れた。熊野古道は平成 16 年 7 月に「紀伊山地の霊場^{ありくまのもうで}と参詣道^{きいさんちれいじょう}」として世界遺産に登録され、現在も多くの観光客が訪れる。また、流域内は大塔日置川^{おおとうひきがわ}県立自然公園等に指定され、八草の滝^{はそたき}、百間山溪谷^{ひゃっけんざんけいこく}といった景勝地をはじめとする豊かな自然に恵まれている。主要な産業は農業及び林業であり、紀州梅^{きしゅううめ}、川添茶^{かわぞえちや}、紀州備長炭^{きしゅうびんちょうたん}、鮎加工品等が特産品として知られている。

②治水事業と現状

日置川流域における過去の大きな洪水被害は、明治22年8月、昭和33年8月台風17号などの出水によるものがある。明治22年8月の出水では、和歌山県下の水害犠牲者は1,247名にのぼり、被害の大部分は西牟婁郡^{にしむろ}で、そのほとんどが日置川流域と富田川流域^{とんだがわ}におけるものであった。また、日置川流域では、昭和33年8月の台風17号による出水が、昭和以降で最大の被害をもたらした。

日置川の治水事業は、昭和33年の大出水を契機に昭和36年度より中小河川改修事業に着手し、河口から約1km地点の日置川大橋から約4.4kmの区間を対象に築堤・掘削等を実施しているが、近年でも、平成15年8月の台風10号、和歌山県下に甚大な被害をもたらした平成23年9月の台風12号等で、浸水被害が発生しており、今後も被害の軽減を図る必要がある。

③河川利用の現状

河川水の利用については、許可水利が4件、慣行水利が68件（白浜町^{しらはまちょう}32件・田辺市^{たなべし}36件）あり、水道用水や発電用水および農業用水として利用されている。主なものとしては、水道用水は河口から4.2km付近右岸側の日置浄水場での取水、発電用水は34.2km付近の殿山ダムでの取水などがある。その他、ポンプによる取水も多数行われている。なお、日置川ではこれまで濁水による被害の報告はされていない。

河川空間の利用については、日置川水系はアユやアマゴの釣場として有名であり、また、各地で川沿いにキャンプ場が整備され、滞在型の親水・交流空間として利用されている。また、横断工作物が比較的少ないなどの川の特性を活かし、カヌーで川下りを行う光景も見られる。殿山ダムのダム湖での釣り大会や、日置川沿道を利用したマラソン大会等のイベントも毎年開催されている。

④河川環境の現状

上流域（源流～殿山ダム）は、大部分が両岸に山地が迫る溪流となり、蛇行を繰り返して流れ、瀬・淵が連続する。川沿いの樹林はスギ・ヒノキ人工林やアラカシ群落が広がり、スダジイがみられ、オシドリが生息する。岩場の多い川岸にはネコヤナギ群落やウバメガシ群落が広がり、サツキやヤシャゼンマイが生育し、河原にはツルヨシ群落が広がる。礫底の瀬にはカワヨシノボリが生息し、カワガラスの採餌環境となっている。淵には冷水性のアマゴやタカハヤが生息し、ヤマセミの採餌環境となっている。

中流域（殿山ダム～感潮区間上流端）は、山地部を蛇行を繰り返して流れ、両岸に山地が迫る区間と、片側は農地や集落のみられる平地となる区間が交互し、広い河原が形成され、瀬・淵が連続する。川沿いの樹林はネコヤナギ群落やヌルデ・アカメガシワ群落が広がり、河原にはツルヨシ群落がみられ、カワラハハコが生育する。水域は河口から横断工作物がないことから連続的な環境となっており、回遊性のハゼ類が生息する。瀬

はルリヨシノボリやシマヨシノボリが生息し、アオサギやカワウの採餌環境となっている。淵はニホンウナギやボウズハゼが生息し、カワセミの採餌環境となっている。また、緩流域や止水域では、ヒメガマ、イが生育する。

下流域（感潮区間）は、主に右岸側に平地がみられ、左岸側は山地が迫る。河道は緩やかに蛇行し、河口付近には中洲がみられ約 1km にわたって分流する。川沿いの樹林はウバメガシ林、ヤナギ林が広がり、サギ類、カワウの生息地となっている。湿地にはヨシシオクグ群落、ツルヨシ群落が広がり、マガモが生息する。水域にはビリンゴ、ゴマハゼ、イドミミズハゼが生息し、ミサゴ、サギ類、カモ類、カワウの採餌環境となっている。また、緩流域や止水域にはメダカ南日本集団が生息する。

水質については、環境基準 AA 類型 (BOD: 1mg/l) に指定されている。BOD75%値については、河口から約 2.6 km の^{あたぎばし}安宅橋（環境基準点）において、平成 6 年以降環境基準を満足しており、良好な水質が保たれている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

①河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、流域及び河川の現状を踏まえ、歴史・文化との調和、豊かな自然環境と河川景観を保全、継承するとともに、良好な水質の維持、人々に親しまれている河川空間を維持していくため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。

②洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

災害の発生防止又は軽減に関しては、安全で安心な流域を目指し、年超過確率 1/40 の規模の降雨による洪水および高潮から沿川地域を防御するため、景観、自然環境等の保全にできる限り配慮しつつ河道の拡幅・築堤、河床掘削による整備を進め治水安全度の向上を図る。また、堤防の点検を行い必要な場合、堤防の安全確保のための強化対策を行う。

計画規模を上回る洪水や高潮、整備途上段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合に、被害を極力軽減させるため、水位情報の周知、関係機関と災害関連情報の提供・共有を図るほか、緊急復旧活動を支援するための拠点整備を行う。また、洪水ハザードマップの作成・活用や水防体制の維持・強化を支援し地域住民の防災意識向上を図り、洪水時の警戒避難体制のより一層の整備を関係機関や地域住民と連携して進める。

さらに、今後発生が懸念される東海・東南海・南海地震等に備え、必要に応じて対策を講じる。

③河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては、水道用水、発電用水、農業用水として利用されているが、水利権と水利用の現状把握に努め、水資源の合理的な利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保するよう努める。異常渇水時における対策としては、関係機関との連絡、調整機能の充実を図り適正かつ効率的な水利用に努める。

④河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水との整合を考慮し、流域的な視点から関係機関と調整・協力し、河川全体の調和を図るものとする。

河道工事等においては、適切な技術的知見に基づき、できるだけ河川環境への影響の回避・低減に努めるとともに、必要に応じ代償措置を講じるなど、良好な河川環境の保全を図る。

上流域では、アマゴ、タカハヤ等の生息・繁殖の場となる瀬・淵の連続する溪流環境

の保全に努める。

中流域では、ハゼ類等の遡上・降下が可能な連続性の維持、生息・繁殖の場となる瀬・淵の保全、カワラハハコ等の生育する河原の保全に努める。

下流域では、シオクグ等の生育する湿地の保全に努める。

⑤河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、河川工事と合わせ「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切な管理に努める。河道内の樹木については、その治水及び、環境上の機能を考慮した上で適正な管理に努める。

また、河川の利用については、流域の自然環境・社会環境からみた地域特性との整合及び、地域のニーズを踏まえた調整により、適正な河川空間の利用と自然環境等の保全を図るとともに、河川空間を安心して利用できるような的確な河川情報の提供に努める。

さらに、河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、自然豊かな環境と河川景観に配慮し、河川美化、水質事故対応等に努める。

2. 河川の整備の基本となる事項

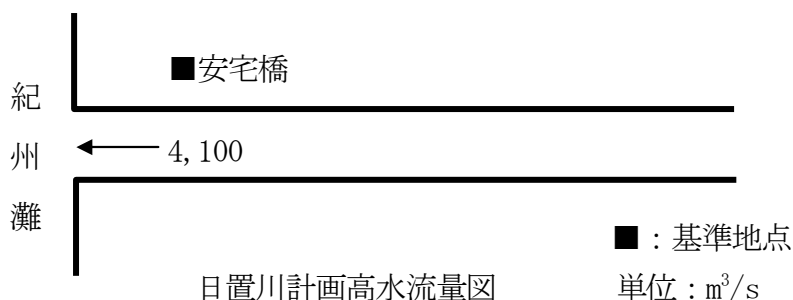
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、過去の洪水実績、洪水防御地域の人口、資産状況等の社会的重要度や県内バランスを考慮してピーク流量を基準地点（安宅橋）において4,100m³/sとし、河道により流下させる。

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
日置川	安宅橋	4,100	0	4,100

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

日置川における計画高水流量は、安宅橋地点において4,100m³/sとする。



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

日置川における主要な地点の計画高水位及び計画横断形に係る川幅は、次の通りとする。

河川名	基準地点	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	概ねの川幅 (m)
日置川	安宅橋	2.53	5.76	270

(注) T.P:東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

日置川における既得水利としては、安居地点下流においてかんがい用水および水道用水として最大約 $0.6\text{m}^3/\text{s}$ がある。

これに対し、安居地点における過去20年間の平均渇水流量は、約 $3.1\text{m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量は約 $7.4\text{m}^3/\text{s}$ 、10年に1回程度の規模の渇水流量は約 $1.5\text{m}^3/\text{s}$ である。

安居地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、概ね $1.5\text{m}^3/\text{s}$ とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、水利使用等が考慮されているため、水利使用の変更等に伴い、当該流量は増減するものである。



(参考図) 日置川流域概要図